

伊賀市自治基本条例第4章改正イメージ図

※改正イメージの条は現行のままとしています。

現行の条例	改正イメージ①	改正イメージ②
目次 第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治（第21条—第23条） 第2節 住民自治協議会（第24条—第28条） 第3節 地域振興委員会（第29条—第32条） 第4節 住民自治地区連合会（第33条—第35条） 第5節 住民自治活動を補完する機構（第36条・第37条）	目次 第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治（第21条—第23条） 第2節 住民自治協議会（第24条—第28条） 第3節 地域振興委員会（第29条—第32条） 第4節 住民自治地区連合会（第33条—第35条） 第5節 住民自治活動を補完する機構（第36条・第37条）	目次 第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治（第21条—第23条） 第2節 住民自治協議会（第24条—第28条） 第3節 地域振興委員会（第29条—第32条） 第4節 住民自治地区連合会（第33条—第35条） 第5節 住民自治活動を補完する機構（第36条・第37条）
第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治 （住民自治の定義） 第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。	第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治 （住民自治の定義） 第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。	第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治 （住民自治の定義） 第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。
（住民自治に関する市民の役割） 第22条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。	（住民自治に関する市民の役割） 第22条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。	（住民自治に関する市民の役割） 第22条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。
（住民自治に関する市の役割） 第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。	（住民自治に関する市の役割） 第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。	（住民自治に関する市の役割） 第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。
第2節 住民自治協議会 （住民自治協議会の定義・要件） 第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、次に掲げる要件を満たすものを指す。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。 （1） 区域を定めていること。 （2） 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。 （3） 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。 （4） 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。 （5） 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。	第2節 住民自治協議会 （住民自治協議会） 第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織をいう。 2 住民自治協議会は、地域住民に開かれた組織とし、継続的かつ計画的に住民自治活動に取り組むものとする。 3 住民自治協議会に関する事項は別に定める。 ※(住民自治協議会の要件)は協議会条例 第3条(協議会の要件)へ	第2節 住民自治協議会 （住民自治協議会） 第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織をいう。 2 住民自治協議会は、地域住民に開かれた組織とし、継続的かつ計画的に住民自治活動に取り組むものとする。 3 住民自治協議会に関する事項は別に定める。 ※(住民自治協議会の要件)は協議会条例 第3条(協議会の要件)へ

現行の条例	改正イメージ①	改正イメージ②
<p>(住民自治協議会の設置)</p> <p>第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。</p> <p>2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。</p> <p>3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。</p>	<p>※(住民自治協議会の設置)は協議会条例 第4条(協議会の設置)へ</p>	<p>※(住民自治協議会の設置)は協議会条例 第4条(協議会の設置)へ</p>
<p>(住民自治協議会の権能)</p> <p>第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(2) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。</p> <p>3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。</p> <p>4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。</p> <p>5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。</p>	<p>(住民自治協議会と市の協働)</p> <p>第26条 住民自治協議会と市は、協働してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 住民自治協議会と市は、前項の規定によるまちづくりを進める際、互いにそれぞれの持つ情報を共有することとする。</p> <p>3 住民自治協議会と市は、必要に応じ、まちづくりに関する意見を互いに求めることができる。</p> <p>※(住民自治協議会の権能)は(住民自治協議会と市の協働)として双方の情報共有や意見交換についての規定に変更し、残りの項目は、協議会条例 第8条(市への提案等)へ</p>	<p>(住民自治協議会と市の協働) 改正イメージ①と同じ</p> <p>第26条 住民自治協議会と市は、協働してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 住民自治協議会と市は、前項の規定によるまちづくりを進める際、互いにそれぞれの持つ情報を共有することとする。</p> <p>3 住民自治協議会と市は、必要に応じ、まちづくりに関する意見を互いに求めることができる。</p> <p>※(住民自治協議会の権能)は(住民自治協議会と市の協働)として双方の情報共有や意見交換についての規定に変更し、残りの項目は、協議会条例 第8条(市への提案等)へ</p>
<p>(住民自治協議会への支援)</p> <p>第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次に掲げる支援を行う。</p> <p>(1) 住民自治の活動拠点の提供</p> <p>(2) 住民自治活動に対する財政支援</p> <p>(3) その他住民自治の推進に関すること。</p> <p>2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。</p>	<p>(住民自治協議会への支援等)</p> <p>第27条 市は、住民自治協議会の活動に対し、必要な支援及び情報提供を行うものとする。</p> <p>※(住民自治協議会への支援)は、協議会条例 第9条(協議会への支援)へ</p>	<p>(住民自治協議会への支援等) 改正イメージ①と同じ</p> <p>第27条 市は、住民自治協議会の活動に対し、必要な支援及び情報提供を行うものとする。</p> <p>※(住民自治協議会への支援)は、協議会条例 第9条(協議会への支援)へ</p>
<p>(地域まちづくり計画)</p> <p>第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。</p> <p>2 前項に規定の計画を策定又は変更した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。</p> <p>3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。</p>	<p>※(地域まちづくり計画)は、協議会条例 第6条(まちづくり計画)へ</p>	<p>※(地域まちづくり計画)は、協議会条例 第6条(まちづくり計画)へ</p>

現行の条例	改正イメージ①	改正イメージ②
4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。		
<p>第3節 地域振興委員会 (地域振興委員会の設置)</p> <p>第29条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地域の住民生活に密接に関係し、当該地域の事情を十分に踏まえる必要のある市の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。</p> <p>2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。</p>	<p>※第29条 削除</p>	<p>第3節 地域振興委員会</p> <p>※現行条例の規定(第29条～第31条)を何らかの形で残す。</p>
<p>(地域振興委員会の所掌事務)</p> <p>第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (2) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地域において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。</p> <p>3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。</p>	<p>※第30条 削除</p>	
<p>(地域振興委員会の委員の任命等)</p> <p>第31条 地域振興委員会の委員は、当該地域の住民のうち、当該地域において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。</p> <p>2 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。</p>	<p>※第31条 削除</p>	
第32条 削除		
<p>第4節 住民自治地区連合会 (住民自治地区連合会の設置)</p> <p>第33条 市長は、第37条に規定する支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置することができる。</p>	<p>※第33条 削除</p>	<p>第4節 住民自治地区連合会</p> <p>※現行条例の規定(第33条～第35条)を何らかの形で残す。</p>
<p>(住民自治地区連合会の所掌事務)</p> <p>第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (2) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>※第34条 削除</p>	

現行の条例	改正イメージ①	改正イメージ②
<p>2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。</p> <p>3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。</p>		
<p>(住民自治地区連合会の委員の任命等) 第35条 住民自治地区連合会の委員は、当該地区の住民自治協議会又は地域振興委員会の委員の中から市長が任命する。</p> <p>2 住民自治地区連合会の委員の定数、任期、報酬、連合会長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。</p>	<p>※第35条 削除</p>	
<p>第5節 住民自治活動を補完する機構 (住民自治活動を支援する機関の設置) 第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、伊賀市市民活動支援センターを設置する。</p>	<p>第5節 住民自治活動を補完する機構 (住民自治活動を支援する機関の設置) 現行と同じ 第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、伊賀市市民活動支援センターを設置する。</p>	<p>第5節 住民自治活動を補完する機構 (住民自治活動を支援する機関の設置) 現行と同じ 第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、伊賀市市民活動支援センターを設置する。</p>
<p>(住民自治活動を補完する行政機関の設置) 第37条 市は、支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</p> <p>2 支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。</p>	<p>(住民自治活動を補完する行政機関の設置) 現行と同じ 第37条 市は、支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</p> <p>2 支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。</p>	<p>(住民自治活動を補完する行政機関の設置) 現行と同じ 第37条 市は、支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</p> <p>2 支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。</p>